

東方政策【マレーシア】

施策所管局課 有償資金協力課

評価年月 平成 21 年 3 月

1. 案件概要	
(1) 供与国名	マレーシア
(2) 案件名	東方政策
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件 などを含む	マレーシア政府の「東方政策」に沿って、先端技術及び労働倫理による人材育成を図るため、日本への留学等を支援するもの。 (イ) 閣議決定日: 平成 11 年 3 月 2 日 (ロ) 供与限度額: 140.26 億円 (ハ) 金利: 0.75% (ニ) 償還(据置)期間: 40(10)年 (ホ) 調達条件: 一般アンタイト
2. 事業の評価	
(1) 経緯・現状	当初より閣議決定から 10 年を超えて計画されていたもの。
(2) 今後の対応方針	特段の問題は生じていないことから、貸付を継続する。
3. 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anken/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件一覧 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構のプレスリリース (http://www.jica.go.jp/press/index.html)・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/oda_loan/before/index.html)・その他国際協力機構から提出された資料